

建設工事の最低制限価格等の見直しについて

篠山市において、9月1日以降に入札公告又は入札通知を行う案件から最低制限価格等の取扱を下記のとおり見直しを行います。なお、下記計算式に当てはまらない工事業種については、これまでと同じく独自計算式とします。

但し、上下水道部上水道課の工事については見直しの対象から除きます。

(1) 最低制限価格の算定式（予定価格1億円未満の工事に適用）

現 行	→	改正後
直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費× <u>0.3</u>		直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費× <u>0.55</u>

(2) 低入札価格調査制度（予定価格1億円以上の工事に適用）

ア 調査基準価格の算定式

現 行	→	改正後
直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費× <u>0.3</u>		直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費× <u>0.55</u>

イ 調査最低制限価格の算定式

現 行	→	改正後
直接工事費×0.9 + 共通仮設費×0.7 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費× <u>0.3</u>		直接工事費×0.9 + 共通仮設費×0.7 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費× <u>0.55</u>